



流山市総合計画 後期基本計画

(平成22～31年度)

「都心から一番近い森のまち」



流山市



はじめに

流山市長 井崎義治

平成32年を目標とした流山市総合計画は、平成12年に策定されてから10年が経過し、振り返し点を迎えました。その総合計画の新たな10年間における、具体的な自治体経営の方針を示した後期基本計画が、平成22年度からスタートします。

わたしたちの住む流山市は、西に江戸川、北に利根運河の清流をのぞみ、オオタカも営巣する緑豊かな森に包まれ、先人たちが永々と築き上げてきた、歴史や伝統文化が今日も大切に受け継がれています。

そして、平成17年には本市の念願であったつくばエクスプレスが開業し、流山市は都心と20分台で結ばれました。このことにより魅力あふれる環境を兼ね備える中で、利便性が一層向上し、「流山市に住んでいて良かった」「流山市に住んでみたい」と考える方々が、着実に増えています。

地方分権時代を迎え、流山市では、平成21年4月に「自治基本条例」「議会基本条例」が同時施行され、自治体経営において、市民、議会、行政の協働した市民自治によるまちづくりが一層欠かせないものとなりました。

幸いにも流山市は、意識も意欲も高い市民の皆様が自治会やNPOなどの市民団体としてあらゆる分野でご活躍され、より住みやすい街づくりに多大なご貢献をいただいております。

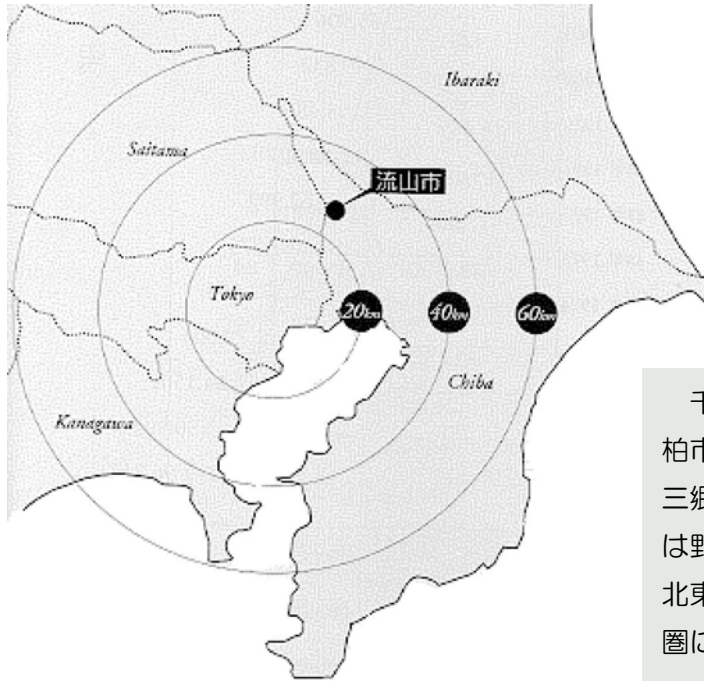
今回新たに策定した後期基本計画では、将来人口推計を見直し、今後10年間にわたる財政の見通しを立て、これまでの行政評価に基づく前期10年間の評価・総括や、市民意識調査から得られた市民満足度など様々な角度から事業を精査しました。そして、選択と集中の観点から事業を厳選し、実現可能な、財源の裏付けのある計画となっています。

流山市は長寿・人口減少社会の到来、深刻化する地球温暖化、地方分権の進展という大きな時代の潮流の中で、市民の皆様と力強く歩みを進め、多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応する効率的で効果的な自治体経営を推進し、市民の皆様とご一緒に、流山市の明るい未来を築いてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました流山市総合計画審議会委員をはじめ、たくさんの貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に対して、厚く御礼申し上げます。

平成22年3月

位置図



千葉県の北西部に位置し、東は柏市、西は江戸川を隔てて埼玉県三郷市と吉川市、南は松戸市、北は野田市に接しています。首都圏北東部にあたり、都心から30km圏に位置しています。

市章



昭和32年に町章として制定されました。

江戸川の流れに沿う性格として、江戸川の象徴として、水の流の図案を篆書字典により略化し、江戸川の主流を現した。中心の山は流の水の装飾化されたものと組み合わせ、流山市の姿を表した。

艸という草の意想は流山市が古くより、味噌、酒釀その他農産加工物の科学的発展的市の内容を示し、河を中心に堅実に市の人々の協力を表す表現として、円形にて囲み、市の人々の和を強く描いた市章です。

市の概要

人 □ 161,728人（2010年1月1日現在）

世帯数 64,397世帯（2010年1月1日現在）

面積 35.28平方キロ

市制施行 昭和42年（1967年）

市の木 つげ

市の花 つつじ

市章 昭和32年に町章として制定

市民憲章 昭和52年1月14日制定

平和都市宣言 昭和62年1月1日、市制施行20周年を記念して宣言

健康都市宣言 平成19年1月27日、市制施行40周年を記念して宣言

姉妹都市 福島県相馬市、長野県信濃町

流山市民憲章

流山市は、江戸川の流れも清く、東に筑波の峰、西に富士を望む、緑豊かな美しいまちです。

私たちは、万葉の昔から穏やかな風土にはぐくまれたおおらかな気風と、平和と繁栄を旨とする市民の生活とが調和する、うるおいのある郷土をつくるために、この憲章を定めます。

私たちは、自然を愛し、清潔で環境の整ったまちをつくりましょう。

私たちは、理解と尊敬とをもち、お互いにたすけあう住みよいまちをつくりましょう。

私たちは、教養を高め、文化の薫り豊かなまちをつくりましょう。

私たちは、勤労を尊び、健やかで明るい家庭の、楽しいまちをつくりましょう。

私たちは、老人と子供を大切にし、夢と希望にみちたまちをつくりましょう。

昭和 52 年 1 月 14 日制定

平和都市宣言

私たちは、平和と繁栄を市民憲章にうたい、「豊かで活力ある文化都市」流山の実現をめざしている。

私たちの国は、世界でただひとつの被爆国として、広島・長崎のいたまじさと被爆者の苦しみをすべての人びとに訴え、人類共通の願いである恒久平和を達成させなければならない。

私たちは、日本国憲法の平和精神にのっとり、武力による紛争をなくし非核三原則をまもり、すべての核兵器をすてることを訴え、世界平和確立のため、ここに平和都市を宣言する。

昭和 62 年 1 月 1 日

健康都市宣言

私たちは、WHO（世界保健機関）憲章の精神を尊重して、市民一人ひとりが健康で楽しく、いきいきと暮らすことができることを願い、ここに「健康都市」を宣言します。

- 一 豊かな自然環境は、私たちの健康に大きなかわりをもっています。これを大切にし、共生できる健康なまち流山をめざします。
- 一 一人ひとりが健康の維持・回復・増進に向けた意識をもち、健康で規則正しい生活のおくれる健康なまち流山をめざします。
- 一 多様な分野が連携して、市民参加のもと、地域の中でともに支えあい、人と環境にやさしい健康なまち流山をめざします。

平成 19 年 1 月 27 日

目 次

総 論	1
第1章 後期基本計画の性格と位置付け	2
第2章 まちづくりの経過と課題	6
第3章 将来都市像の具体化	13
第4章 重点施策	14
第5章 まちづくりの基本方針	16
第6章 まちづくりの基本的なフレーム	18
第7章 事務事業選択	23
施策別計画	25
1 節 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山（都市基盤の整備）	29
1-1 生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理	30
1-2 地域特性に合った良好な市街地整備	32
1-3 個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全	35
1-4 快適な生活環境を目指した下水道整備の推進	38
1-5 土地利用・生活環境に配慮した道路整備	41
1-6 安全性と快適性を兼ね備えた河川・排水路整備	44
1-7 水需要に応じた水道事業の展開	47
1-8 利便性と快適性を重視した公共交通機関の整備充実	50
2 節 生活の豊かさを実感できる流山（生活環境の整備）	53
2-1 豊かで美しい生活環境の創造	54
2-2 環境共生社会を目指す廃棄物循環型都市づくり	59
2-3 自然災害・都市災害への備えと予防	62
2-4 日常生活での安全性と快適性の確保	69
2-5 賢い消費者の育成	72
2-6 市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティ※の推進	74
3 節 学び、受け継がれ、進展する流山（教育・文化の充実向上）	77
3-1 いつでも、どこでも、誰もがができる生涯学習の推進	78
3-2 個性を生かす教育環境の基盤充実	81
3-3 次代を担う青少年を育てる地域環境づくり	85
3-4 ながれやま市民文化の継承と醸成	88
3-5 スポーツ活動の基盤づくり	91
3-6 国際社会への対応	94

4節 誰もが充実した生涯をおくることのできる流山（市民福祉の充実）	97
4－1 安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	98
4－2 高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり	102
4－3 誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり	107
4－4 健康で明るい暮らしづくり	109
4－5 地域で支える福祉のまちづくり	113
4－6 バリアフリー※のまちづくり	116
4－7 誰もが安心して利用できる社会サービス体制づくり	118
5節 賑わいと活気に満ちた流山（産業の振興）	121
5－1 商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化	122
5－2 工業の強化と新たな産業の創造	125
5－3 誰もが安心して働ける環境・基盤づくり	128
5－4 多様な方面からの農業の振興	131
5－5 特色ある観光の育成と創設	137
施策の推進方策 公・民パートナーシップ※による構想実現と効率的、効果的行財政運営（行政の充実）	141
6－1 市民参加の地域社会づくり	142
6－2 健全で効率的な行財政運営	145
6－3 地方分権・広域行政への取組	152
6－4 男女共同参画社会づくり	155
資 料 編	157
分野別計画	158
目標指標の算出式	161
策定経過	166
流山市総合計画後期基本計画策定について（示達）	168
諮問	171
答申	172
流山市附属機関に関する条例（総合計画審議会部分）	176
流山市総合計画審議会議事運営規定	177
流山市総合計画審議会委員名簿	178
策定会議設置要綱	179
庁内組織	181
基本構想	184
年表	194
用語解説	195
主な事務事業マップ	202

